

子育てで困ったり悩んだりした時は、

子育て支援専門員 に相談してください

「子育て支援専門員」は、お子さんや保護者、妊婦などそれぞれのニーズに応じた情報提供や、子育てに関する相談などを行います。

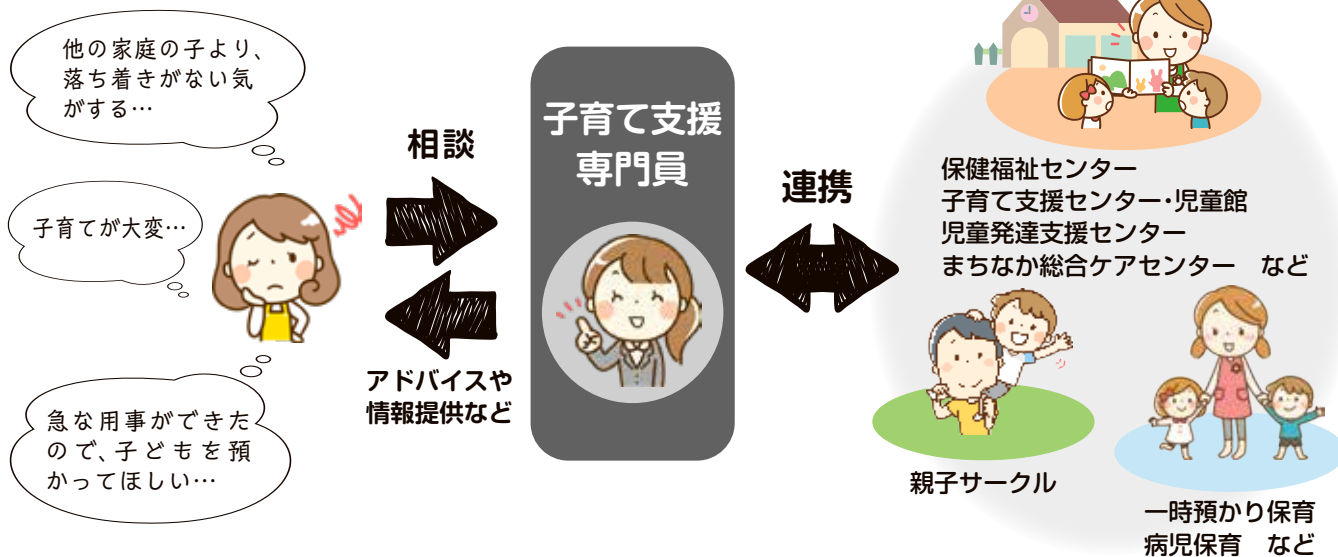
子育ての悩みや相談のある方は、こども保育課(市役所3階)、各行政サービスセンターまでお越しください。電話でも受け付けます。

図こども保育課 ☎443-2060

図各行政サービスセンター

大沢野☎467-5830 大山☎483-2594

八尾☎455-2461 婦中☎465-2125



募集

シニア保育サポーター として活躍しませんか

子どもたちの元気な声が聞こえ、かわいい姿に出会える保育所・幼稚園・認定こども園で、ボランティア活動をしていただける方を随時募集しています。

対象 おおむね60歳以上の方

場所 最寄りの市立保育所・幼稚園・認定こども園

申込方法

申込書を、直接、最寄りの市立保育所・幼稚園・認定こども園へ。

※申込書は各市立保育所・幼稚園・認定こども園にあります。

[市立保育所・市立認定こども園]

図こども保育課 ☎443-2060

[市立幼稚園]

図教育総務課 ☎443-2130



活動内容

◆環境整備

花壇づくり、草むしり、園庭整備、除雪 など

◆行事の準備や補助

運動会や生活発表会などの行事に関するお手伝い など

◆保育教材の準備

子どもたちが毎日使う雑巾の縁かがりや教材の準備 など

◆伝承遊びの継承

6月1日は「人権擁護委員の日」

～「誰か」のこと じゃない。～

図市民協働相談課 ☎443-2045

人権とは、人が生まれながら持っている、全ての人が幸せな生活を営むための基本的な権利です。

社会全体で人権問題に取り組もうとする機運が高まっている一方で、生命・身体の安全に関わる人権侵害や不当な差別などは、いまだに存在しています。

全ての人が人権を尊重される社会を目指して、思いやりのある行動に、日頃から取り組みましょう。

あなたのまちの人権擁護委員

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員は、法務局や市役所などで人権相談を受けたり、人権啓発活動などを行ったりしています。困りごとや悩みごとがある場合は、相談してください。

窓口相談 ※費用・申込不要。

◆富山地方法務局の窓口(牛島新町)

日時 (月)～(金)(年末年始、祝休を除く) 8:30～17:15

図富山地方法務局人権擁護課 ☎0570-003-110

◆市役所のなやみごと人権相談窓口

日時 第2・4(金)13:00～16:00

場所 市民相談室(市役所1階)

図市民協働相談課 ☎443-2045

電話相談

◆一般相談

みんなの人権110番 ☎0570-003-110

◆子どもの人権に関すること(いじめ、体罰、虐待など)

子どもの人権110番 ☎0120-007-110

◆女性の人権に関すること(セクハラ、DV、ストーカーなど)

女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

※各相談の受付時間は(月)～(金)(祝休を除く) 8:30～17:15

※各行政サービスセンターなどでも人権相談窓口を開設しています。毎月の広報とやま20日号「相談日程」でお知らせしています(今月号は19ページに掲載)。



5月31日は世界禁煙デー

図保健所地域健康課 ☎428-1153

5月31日(金)～6月6日(休)は「禁煙週間」です。この機会に「たばこ」について考えてみませんか。

禁煙すると、心臓発作や、咳や痰などの呼吸器症状(感染症を含む)の危険性が低下すると明らかになっています。

COPD(慢性閉塞性肺疾患)をご存じですか

COPDは、主に喫煙が原因で発症し、肺や気管などの機能が低下する病気で、死亡リスクもあります。特に、40歳以上で、喫煙歴が20年以上の方は、注意が必要です。咳や痰が長引く、息切れしやすいなどの症状がある場合は、早めにかかりつけ医に相談しましょう。

禁煙外来を利用しましょう

市内には、禁煙治療ができる医療機関が52カ所あります。また、薬局でも禁煙の相談ができます。医療機関の一覧は、市ホームページ(☎1004415)の「禁煙運動推進マップ」に掲載しています。

「原則屋内禁煙」がルールです

受動喫煙を防ぐために、さまざまな施設で「原則屋内禁煙」が義務となっています。どんな施設にも安心して入ることができる社会を目指しましょう。



市では、「富山市健康プラン21(第2次)」で、喫煙に関する取り組みや調査を行いました。

喫煙率・受動喫煙率は低下傾向ですが…

令和3年度に調査した結果、喫煙率・受動喫煙率ともに、低下傾向でした。

しかし、「周りの人が吸っているたばこの煙を吸うことがある」と回答した中学生の割合は47.3%で、市内中学生のおよそ2人に1人が、受動喫煙がある状況でした。

調査結果を踏まえて、健康プラン(第3次)では次の目標があります

- ・喫煙率の減少(やめたい方がやめる)
- ・望まない受動喫煙がある方の減少

今後も市民の皆さんが健康に過ごせるよう、目標達成に向けて、取り組みを続けます。